

第1条 【定義】

本約款において「本施設」とは、下記の施設を指します。

名称：ゲンキープストレッチ センター南

所在地：神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央1-2 センター南駅光ビル 5F（ノアインドアステージ内）

また、「会員」とは、本約款に同意のうえ所定の手続きを経て入会し、入会金および月会費を納入することで、本施設のサービスを利用する権利を有する個人をいいます。

第2条 【運営】

本施設は、株式会社システムステーショングループが運営管理を行います。本施設の設備、プログラム、スタッフの管理、会員のサポート、本施設の日常運営に関する全責任を負います。

第3条 【目的】

本施設は、会員に対して健康促進、体力向上を目的とした整体施術及びそれに付随するマシンでのトレーニングサービスを提供します。会員は、本施設の設備、プログラム、およびスタッフの指導を利用して、個人の目標を達成することを目的とします。

第4条 【入会資格】

1. 本施設への入会資格は、小学生を除く13歳以上で、本約款を承諾した方とします。
2. 18歳未満の方が入会する場合は、保護者の同意および同伴が必要です。
3. 以下のいずれかに該当する方の入会はお断りいたします。
 - 3.1. 医師により運動を禁止されている方
 - 3.2. 暴力団関係者またはその構成員
 - 3.3. 他の会員の利用を妨げるおそれのある方
 - 3.4. その他、当施設が不適當と判断した方
4. 本施設に入会を希望する方は、所定の入会申込書を提出しなければなりません。

第5条 【入会手続き】

入会希望者は、本施設の受付にて入会申込書に記入し、所定の入会金及び初月の月会費を支払うことで入会手続きが完了します。

1. 入会する本人が18歳未満の場合、保護者は未成年会員の行為に対する責任を負うとともに、第15条に定める危険負担と免責事項に同意するものとします。
2. 本施設入会時は本約款を承諾し、所定の入会申込書を提出し身分証明の内容と一致した段階で本施設を利用することができます。
3. 入会希望者は、いかなる理由があってもお支払い後の返還は受け付けられません。

第6条 【入会金・月会費】

1. 入会金および月会費（以下「会費」といいます）は、本施設が別途定める金額とします。
2. 会員は、会費を本施設の指定する方法により支払うものとします。
3. 入会初月の会費は、10日までの入会の場合は1ヶ月分、11日以降の入会の場合は、利用開始日から月末までの日割りで算出します。
4. 初月分は利用開始日にお支払いいただき、翌月分は10日に請求メールを送信いたします。請求メール内の設定完了をもって、翌々月以降は原則として毎月10日に自動引き落としとなります。
5. 一度お支払いいただいた会費は、本約款に別段の定めがある場合を除き、返還いたしません。
6. 会費の金額、支払方法等は、施設運営上の都合により本施設が変更する場合があります。

第7条 【休会】

1. 会員が自己の都合により一時的に施設の利用を休止（以下「休会」といいます）する場合は、所定の休会届を当社に提出し、当社の承認を得なければなりません。本施設が休会届を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとします。
2. 休会手続きは10日までにを行った場合、当月末をもって休会となります。11日以降の手続きは翌月末をもって休会となります。
3. 休会中、会員は休会費用として月額1,100円（税込）をお支払いいただきます。
4. 会員が前項の休会費用を支払い続ける限り、休会は継続できます。
5. 休会期間満了後に施設利用を再開する場合は、当社所定の手続きをあらためて行うものとし、再開月から通常の月会費が発生します。

第8条 【退会】

1. 会員が自己の都合により退会する場合は、所定の退会届を当社に提出し、当社の承認を得なければなりません。本施設が退会届を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとします。
2. 退会手続きは10日までにを行った場合、当月末をもって退会となります。11日以降の手続きは翌月末をもって退会となります。
3. 会員が月会費または休会費の支払いを2ヶ月以上滞納した場合、本施設は該当会員を通知なく退会扱いとすることができます。この場合、未納分の債務については引き続き支払い義務が発生するものとします。

第9条 【資格提出及び強制退会】

会員が約款に違反した場合、本施設は会員に対して警告を発することができます。重大な違反や警告後の改善が見られない場合、本施設は会員を強制退会させることができます。

1. 会員は、本施設の利用にあたり、適宜健康状態に関する医師からの診断や健康情報の提出を求められることがあります。これは、会員自身の安全と他の会員の安全を確保するためです。
2. 会員が以下の行為に該当する場合、本施設は会員に対し警告を行うことがあります。
 - 2.1. 施設内での迷惑行為、不適切な振る舞い、または他の会員の利用を妨害する行為
 - 2.2. 施設の設備や備品を故意に破損させる行為
 - 2.3. 本施設の運営や他の会員の安全を脅かす行為
 - 2.4. 本約款に違反するその他の行為
3. 本施設は、会員が上記の警告に従わず、同様の行為を繰り返す場合、または重大な違反があった場合には、会員を強制退会させることができます。強制退会の場合、既に支払われた入会金や月会費の返金はいたしません。
4. 強制退会の手続きは、本施設が会員に対して書面による通知を行い、その通知を受け取った日から効力を発するものとします。

第10条 【会員資格の喪失】

会員が死亡、または月会費、休会費の支払いが2ヶ月以上滞った場合、会員資格は自動的に喪失します。

会員が資格を喪失した場合には、本施設から貸与されている物品がある場合には速やかに返還して頂きます。

第11条 【会員資格の譲渡禁止】

会員資格は、会員個人にのみ付与され、譲渡（相続を含みます）、貸与、または他人に使用させることはできません。

第12条 【受講料の支払い】

会員は、本施設に定める受講料を所定の方法で支払わなければなりません。

受講料の種類、金額、支払い期限及び支払い方法は本施設が定めるものとします。（受講料は、会員が本施設の会員資格を有する限り、現実には本施設を利用しない場合も支払い義務が発生します。）

第13条 【休業】

本施設は、設備点検、運営上の都合、災害、社会情勢の変化、その他必要と判断される場合に、施設の全部または一部を休業・利用制限・内容変更・廃止することがあります。

これらの措置は、本施設の判断により予告なく実施される場合があります。なお、会員はこれに同意のうえ施設を利用するものとし、休業等に関して本施設に対して異議を申し立てないものとします。

第14条 【施設の廃止、利用制限】

本施設の施設は、メンテナンスや緊急事態により一時的に利用できなくなることがあります。また、施設の完全な廃止の場合、会員には事前に通知します。

第15条 【会員の利用及び事故】

会員は、本施設の規則と指示に従って施設を利用するものとします。本施設の利用中に発生した事故について、本施設は故意または重大な過失がない限り責任を負いません。

(会員の責任)

1. 会員は、本施設の利用規則およびスタッフの指示に従い、施設を適切に利用する責任を負います。
2. 会員は、自身の健康状態とフィットネスレベルに応じて、適切な運動を行うべきです。必要に応じて、医師の診断やアドバイスを受けることが推奨されます。
3. 施設内でのトレーニング中には、適切な運動服装と靴を着用し、衛生と他会員への配慮を忘れないでください。

(事故発生時の対応)

1. 会員が本施設の利用中に事故に遭遇した場合、直ちにスタッフに報告し、指示に従ってください。
2. 本施設は、事故が発生した場合に備え、適切な応急処置を提供しますが、会員は自身の安全に対する最終的な責任を負います。
3. 重大な怪我や健康問題が発生した場合、本施設は緊急医療機関への搬送を手配することがありますが、これに関連する費用は会員の負担となります。

(損害賠償責任)

1. 会員が故意または重大な過失により本施設の設備や他の会員に損害を与えた場合、当該会員は損害を賠償する責任を負います。
2. 会員は、自身の健康保険や個人賠償責任保険を適切に管理し、必要に応じて利用することが推奨されます。

第16条 【個人情報の取り扱い】

1. 本施設は、会員から取得した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、健康情報等の個人情報（以下「個人情報」といいます）を、以下の目的のために利用します。
 - 1.1. 会員管理および連絡のため
 - 1.2. サービス提供および品質向上のため
 - 1.3. 緊急時の連絡および対応のため
 - 1.4. 本施設の運営、広報活動、各種ご案内のため
 - 1.5. その他、当施設の業務運営上必要な範囲内での利用
2. 本施設は、法令に基づく場合を除き、会員の同意なく個人情報を第三者に提供いたしません。

3. 本施設は、広報活動（ホームページ、SNS、チラシ等）において、施設内で撮影した写真・動画等を使用する場合があります。これらに会員が写り込む可能性がある場合には、事前に同意をいただくものとします。

第17条【禁止行為】

会員は、本施設の円滑な運営および他の会員の安全・快適な利用を妨げないよう、以下の行為を禁止します。以下のいずれかに該当する行為が認められた場合、本施設は会員に対し警告を行い、改善が見られない場合には利用停止または強制退会の措置を講じることがあります。

1. 他の会員、スタッフ、施設への迷惑行為または不適切な言動（例：暴言・暴力・ハラスメント行為・大声・威圧的態度など）
2. 会員証、予約カード、利用資格等の第三者への譲渡・貸与
3. 許可のない施設内での写真・動画撮影、およびSNS等への無断投稿
4. 許可なく営業行為や勧誘、宗教活動等を行うこと
5. 飲酒後の利用、または施設内へのアルコール類・危険物の持ち込み
6. 本施設の設備・備品を故意または過失により破損・汚損する行為
7. トレーニング時に適切な服装・衛生状態を守らないこと
8. 本約款やスタッフの指示に反する行為
9. その他、本施設が不適切と判断する行為

第18条【免責事項】

1. 本施設の利用中における怪我・体調不良・持病の悪化等については、会員自身の責任とし、当施設は故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、医療費や損害補償については負担いたしかねます。
2. 天災地変、感染症流行、停電、設備故障、交通機関の混乱その他不可抗力により、施設の全部または一部を休業・縮小営業とした場合でも、入会金・会費・利用料の返金はありません。
3. 会員の持ち物の紛失・盗難・破損については、当施設の管理上の重大な過失が認められる場合を除き、責任を負いません。貴重品の管理は各自で行ってください。
4. 会員間のトラブル（言動・SNS投稿・プライバシー侵害等）について、当施設は関与および責任を負いません。ただし、必要と判断される場合は注意・是正の指導等を行うことがあります。
5. 会員が本施設を利用することにより第三者に損害を与えた場合、当該会員がその一切の責任を負うものとします。

第19条【変更事項】

約款、施設の運営ポリシー、月会費等は、施設運営上の都合により、予告なく変更されることがあります。会員は、変更後も施設を利用した場合、変更内容に同意したものとみなされます。

第20条 【改定】

本約款の改定及び変更は本施設により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。

本約款の内容は、本施設の判断により予告なく改定または変更される場合があります。

会員は、変更後の約款が本施設により定める方法で提示された後、引き続き施設を利用した場合には、変更後の内容に同意したものとみなされます。

第21条 【反社会的勢力排除】

会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合、本施設は直ちに会員資格を取り消すことができます。

1. 会員が反社会的勢力である、または過去に反社会的勢力であったことが判明した場合、または反社会的勢力と密接な関係を持っていると本施設が合理的な根拠をもって判断した場合、本施設は直ちにその会員の会員資格を取り消すことができます。
2. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、右翼団体、反社会的勢力と密接な関係を有する企業や団体、その他これらに準ずる者を指します。
3. 会員資格の取り消しは、本施設が会員に対して書面による通知を行い、その通知を受け取った日から効力を発するものとします。この場合、既に支払われた入会金や月会費の返金はいたしません。
4. 本施設は、会員資格の取り消しによって会員に生じたいかなる損害に対しても責任を負いません。

附則

本約款は、2024年4月1日より施行されます。

なお、本約款の内容は、施設運営上の必要に応じて本施設の判断により変更される場合があります。変更後も施設を利用した場合には、変更内容に同意したものとみなされます。

2024年10月22日 一部改訂

2025年3月7日 一部改訂

2025年5月26日 一部改訂

2025年7月1日 一部改訂